

令和7年度 大阪市公共施設ネーミングライツパートナー・広告掲出事業者

共通募集要項

民間企業等との協働により、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的として、市が所有する施設（以下「対象施設」という。）に対して、法人名、商品名及びブランド名等を冠した愛称を命名していただくネーミングライツ事業及び広告掲出事業を実施することとし、大阪市行政財産広告取扱規則及び大阪市ネーミングライツ一斉募集事業実施要綱に基づき、次のとおりネーミングライツパートナー及び広告掲出事業者（以下「ネーミングライツパートナー等」という。）を募集します。

1 ネーミングライツ及び広告掲出対象施設について

(1) 対象施設

別紙1「ネーミングライツパートナー等募集対象施設一覧表」のとおり。

ただし、ネーミングライツパートナーが命名する名称は施設の「愛称」であることから、対象施設の条例に規定する施設名称の改正は行いません。

なお、ネーミングライツとあわせて広告掲出の申込みが可能な施設は、次のとおりです。

- ・ 募集番号 13 此花屋内プール
- ・ 募集番号 25 西淀川屋内プール

(2) 対象施設の概要

別紙2「対象施設概要シート」のとおり。

2 募集の概要

(1) 応募資格

ネーミングライツパートナー等になることを希望する法人等または個人もしくは当該ネーミングライツパートナー等と本市との仲介業務を行うことができる広告代理を営む法人（以下「代理店等」という。）とします。

なお、代理店等の場合は、ネーミングライツパートナー等になることを希望する法人等または個人の提示が必要です。

ただし、次の各号のいずれかに該当する業種または事業者は応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- ② 消費者金融
- ③ 商品先物取引に関するもの
- ④ たばこの製造又は販売業（電子たばこ等を含む）
- ⑤ ギャンブルにかかるもの
- ⑥ 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- ⑦ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第 30 条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。
- ⑧ 探偵事務所等の調査会社
- ⑨ 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ
- ⑩ 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業
- ⑪ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- ⑫ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- ⑭ 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- ⑮ いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体または特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- ⑯ 公共機関または行政機関から悪質な行為等により、指名停止や行政処分等を受けている企業等
- ⑰ 市税を滞納している事業者
- ⑱ その他財政局長が不相当と認めるもの

(2) 応募条件

① ネーミングライツ

別紙 3「応募条件一覧表」のとおりとします。

- ネーミングライツ料は、本市が定める最低募集価格以上とします。なお、応募いただくネーミングライツ料には、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。
- 愛称の使用開始時期については、協議により確定します。
- 希望愛称使用期間は、愛称使用可能期間内で 1 年単位で希望してください。ただし、愛称使用期限を定めている場合は、当該愛称使用期限までの期間となります。
- 希望愛称を含めて審査するため、申込み後の「愛称」は変更できません。
- 利用者の混乱を避けるため、愛称使用期間内の「愛称」は変更できません。

② 広告掲出

別紙3「応募条件一覧表」のとおりとします。

- 広告掲出料は、本市が定める最低募集価格以上とします。なお、応募いただく広告掲出料には、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。

3 ネーミングライツ付与及び広告掲出の条件

(1) 愛称

対象施設の「愛称」として、法人名、商品名及びブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいもので、日本語又は英語アルファベット(もしくはその両方)を使用するものとします。法人やブランドのロゴマーク等も使用できます。

なお、施設使用者、指定管理者等の意向により、ネーミングライツの行使ができないことがあります。

ネーミングライツの付与を決定する場合において、愛称が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、不適格とします。

- ① 法令等に違反するもの
- ② 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ③ 人権侵害となるもの
- ④ 政治活動又は宗教活動の用に供されるもの
- ⑤ 良好な景観又は風致を害するもの
- ⑥ 公衆に不快の念を起こさせ、又は危害を及ぼすおそれがあるもの
- ⑦ 青少年の健全な育成の観点から適切でないもの
- ⑧ 著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるおそれがあるもの
- ⑨ 当該名称に係る事業の内容を本市が推奨しているとの誤解を生じさせるおそれがあるもの
- ⑩ 社会問題についての主義主張に関するもの
- ⑪ 社会問題を起こしている業種や事業者に関するもの
- ⑫ 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ⑬ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められる場合
- ⑭ 個人の氏名
- ⑮ 大阪市以外の地域を連想させ、誤認を招くおそれがあるもの
- ⑯ 施設の管理・運営に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) 愛称の表示条件等（パートナーメリット）

対象施設のパートナーメリットは、別紙2「対象施設概要シート」における「パートナーメリット」欄をご参照ください。

- 施設名称看板等の設置については、各施設の「パートナーメリット」欄に記載している「愛称看板の掲出箇所」を基本としますが、これ以外の場所へ設置を希望される場合は、ネーミングライツパートナー等候補決定後に協議することとします。
- 愛称看板等の意匠・構造・設置方法等については、大阪市と協議のうえネーミングライツパートナーにおいてご検討いただきご提示願います。なお、愛称看板等の大きさや色彩等については、大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）、大阪市都市景観条例（平成10年大阪市条例第50号）等による実施の制限がありますのでご注意ください。
- 愛称看板等の設置にかかる設計費、作成費、工事費、電気代等の維持管理費及び愛称使用期間終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーにおいてご負担いただきます。
- 愛称看板の設置にあたり、大阪市屋外広告物条例に基づく申請が必要となる場合には、ネーミングライツパートナーにおいて申請し、条例に定める手数料をご負担いただきます。
- 大阪市ホームページ等において、施設の愛称を表示します。ただし、パンフレットなどの印刷物については、愛称使用開始後に作成開始するものを対象とします。（広報媒体によっては費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。）
- 愛称使用期間終了後も引き続き愛称使用を継続したい場合は、対象施設等を所管する区長・局長等との協議により協定を更新することができます。

(3) 広告掲出の条件等

① 広告掲出事業者の施設使用形態

広告掲出事業者は、広告掲出場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は、許可の日から1年以内とします。ただし、当初許可の日から愛称使用期間終了日を超えない範囲で更新することができます。更新しない場合は、許可期間終了の3か月前までに書面にて意思表示をしてください。更新する場合には、許可期間終了の30日前までに継続申請を書面で行っていただきます。（本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。）

③ その他必要経費

広告掲出にかかる設計費、作成費、工事費、電気代等の維持管理費及び使用許可期間終了後の原状回復に要する費用については、広告掲出料とは別に広告掲出事業者においてご負担いただきます。

④ 掲出できない広告

- ・大阪市行政財産広告取扱規則（平成 19 年大阪市規則第 53 号）第 3 条各号のいずれかに該当するもの
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められる又はそのおそれがあると認められるもの

(4) 事業内容に対する要望

ネーミングライツパートナーは、協定の締結後にネーミングライツを行使するうえで愛称表示看板の増設などの要望を本市に伝えることができます。

ただし、必ずしも要望いただいた内容を実現できるとは限りません。

4 ネーミングライツパートナー等募集期間

令和 7 年 3 月 24 日（月）から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

5 申込み方法

「大阪市公共施設ネーミングライツパートナー等申込書【様式 1】」等をダウンロードして、必要事項を記入し、その他必要書類をご用意のうえ、[行政オンラインシステム](#)で提出してください。

※紙書類は、スキャナーで読み込む等し、電子データとして添付してください。

【提出書類】

(1) 法人の場合

- ① 大阪市公共施設ネーミングライツパートナー等申込書【様式 1】
- ② ネーミングライツパートナー等概要シート【様式 2-1】
- ③ 誓約書【様式 3】
- ④ 役員名簿【様式 4】
- ⑤ 会社概要（様式不問）
- ⑥ 直近 3 年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）
- ⑦ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑧ 市税にかかる納税証明書（直近年度分）
- ⑨ 愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要のわかるもの

※人格のない社団等の場合は、法人に準じた書類をご提出いただきます。

(2) 個人の場合

- ① 大阪市公共施設ネーミングライツパートナー等申込書【様式1】
- ② ネーミングライツパートナー等概要シート【様式2-2】
- ③ 誓約書【様式3】
- ④ 事業概要（様式不問）
- ⑤ 直近3か年の所得税確定申告書（写）
- ⑥ 住民票記載事項証明書
- ⑦ 市税にかかる納税証明書（直近年度分）
- ⑧ 愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要のわかるもの

(3) 代理店等の場合

- ① 大阪市公共施設ネーミングライツパートナー等申込書【様式1】
- ② 誓約書【様式3】
- ③ 役員名簿【様式4】
- ④ 会社概要（様式不問）
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑥ 市税にかかる納税証明書（直近年度分）
- ⑦ ネーミングライツパートナー等にかかる（1）または（2）の書類（①を除く）

6 選定方法

- (1) 大阪市公共施設等ネーミングライツパートナー審査委員会を設置し、提出書類の内容や施設管理者等の意見を踏まえ、ネーミングライツパートナーとしての適格性や提案金額等について審査を行い、不適格事項が無ければ、ネーミングライツパートナー等候補とします。
- (2) 申込みの先着順に、審査を行います。
- (3) 選定結果は、文書で通知します。
選定結果の通知は、申込み後、40日前後を予定しています。
選定の結果、ネーミングライツパートナー等候補として不適格となった場合は、申込順位で次点につけているものを繰り上げて、審査を行います。
- (4) ネーミングライツパートナー等候補の決定後、対象施設を所管する区長・局長等がネーミングライツパートナー等候補と個別にネーミングライツパートナーシップ協定の締結に係る交渉を行い、本市及びネーミングライツパートナー等候補双方の合意がなされたのち、正式にネーミングライツパートナーとして決定します。交渉の結果、協議が成立しない場合は、申込順位で次点につけているものを繰り上げて、審査を行います。なお、代理店等を経由して応募があった場合においても、ネーミングライツパートナーシップの協定は本市とネーミングライツパートナー間で締結します。

- (5) (4)において決定したネーミングライツパートナーが「大阪市公共施設ネーミングライツパートナー等申込書【様式1】」において広告掲出を希望している場合は、指定する期日までに、広告掲出許可申請書により掲出許可の申請をしていただきます。なお、掲出許可は大阪市公共施設ネーミングライツパートナー等申込書に記載された名義で行います。
- (6) 決定したネーミングライツパートナーについては、大阪市のホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）の定めるところにより、公開されることがあります。

7 申込みの無効

応募申込書を提出後に応募資格が無いことが判明した場合は、申込みを無効とします。

8 募集要項等に関する質問・施設見学について

募集要項等に関する質問や、施設の見学を希望される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

(問い合わせ先)

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所6階
大阪市財政局財務部財源課税財政企画グループ
TEL：06-6208-7739 FAX：06-6202-6951